

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 3 1 号
件 名	新潟市議会先例の一部削除と変更について
要 旨	<p>今回、郵便による陳情をしたところ、議会事務局の担当者から郵便は議会運営委員会への報告にとどめるとのことであった。</p> <p>確かに、資料によると新潟市議会先例の16の請願、陳情の5で「郵送による陳情は、所管委員会に付託せず、議会運営委員会への報告にとどめる。」となっている。なぜ持参しなければ所管委員会に付託しないのかわからない。</p> <p>配達証明つきであれば問題ないと思うが、普通郵便でも配達が可能であるから問題ない。</p> <p>請願、陳情を郵送するに当たり、封筒の裏面には発信人の住所氏名を記名し、請願や陳情書には捺印しているから何ら問題がない。</p> <p>また、身体障がい者は、バス、電車や自動車に乗れない方もいるのだから郵送しなければならない。</p> <p>なお、新潟県議会のホームページによると郵送でも受け付けていますとなっているから、新潟市議会も県議会に準ずるべきと思い、下記事項を陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 新潟市議会先例の「5 郵送による陳情は、所管委員会に付託せず、議会運営委員会への報告にとどめる。」を削除し、「5 請願・陳情書は、持参あるいは郵送によって、所管委員会に付託する。」に変更すること。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 27 年 2 月 18 日 議会運営委員会
受 理	平成 27 年 1 月 26 日 第 5 9 3 号